

香芝市告示第47号

香芝市公有財産活用検討委員会設置要綱を次のように定める。

令和7年3月24日

香芝市長 三橋和史

香芝市公有財産活用検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 本市が保有する公有財産（教育施設を含む。以下同じ。）の有効活用を推進するとともに、財政の健全化に資することを目的として、公有財産の有効活用及び適正な処分について検討するため、香芝市公有財産活用検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 公有財産の有効活用の推進に関する事項
- (2) 公有財産の適正な処分に関する事項
- (3) その他目的達成のために会長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、副市長、危機管理監、香芝市行政組織条例（平成5年条例第4号）第1条に規定する部及び室の長、議会事務局長、教育委員会事務局教育部長並びに上下水道部長の職にある者をもって組織する。

(会長及び副会長)

第4条 委員会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、副市長をもって充て、会務を統括する。
- 3 副会長は、総務部長をもって充てる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 会議の議長は、会長をもって充てる。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見を聴取し、又は資料提出その他必要な指示をすることができる。
- 4 会長は、緊急を要するため会議を招集する時間的余裕がないと認めるときは、会議の開催に代えて、事案の持ち回りにより議事を決することができる。

(専門部会の設置)

第6条 委員会は、特別の事項を調査審議するため、必要に応じ専門部会を設

置することができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、公有財産の活用推進に関する事務を所掌する課等において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。